



## 東埼玉資源環境組合第二工場ごみ処理施設の建設 都市計画変更案などの縦覧を開始

草加市住宅・都市計画課  
☎922・1798  
吉川市環境課☎982・9696



東埼玉資源環境組合第二工場

ごみ処理施設（草加市柿木）を建設するに当たり、草加都市計画変更案および環境影響評価準備書の縦覧、ならびに同準備書についての説明会を開催します。

### 草加都市計画変更案の縦覧

期間 9月29日(四)～10月13日(四)  
午前9時～午後4時30分

### 縦覧場所

●草加市住宅・都市計画課（市役所第二庁舎）

●八潮市都市デザイン課（市役所）

●草加市住宅・都市計画課☎922・1798

### 環境影響評価準備書の縦覧

期間 8月28日(金)～9月28日(四)  
午前9時～午後4時30分（土曜、日除く）

### 縦覧場所

都市計画の図書も縦覧可。

### 市の窓口

○環境課☎982・9696

○おあしす☎984・1888  
そのほか草加市・八潮市・越谷市・三郷市の廃棄物担当課窓口で縦覧できます。

### ●県の窓口

○県環境政策課☎048・830・3041

○県越谷環境管理事務所（越谷市越ヶ谷4-2-82）☎048・966・2311

### 意見の提出方法

書面にて8月28日(金)から10月13日(四)までに、〒340-8550草加市住宅・都市計画課へ。

### 県環境影響評価条例に基づく環境影響評価準備書の説明会

日時 9月1日(四)午後7時～9時

場所 中央公民館301・302 講座室



写真は第一工場（越谷市）

## 交通遺児等の援護一時金の給付、育成資金の貸付

市民安全課 ☎982・9471  
FAX981・5392

### 交通遺児等援護一時金給付

埼玉県交通安全対策協議会では、埼玉県内在住の交通遺児等（陸海空すべての交通事故が対象）を対象に、援護一時金を給付しています。

給付対象者 平成20年4月1日以降、交通遺児等になった18歳以下の方  
給付額 対象者1人に付き10万円（1事故につき1回のみ）  
給付時期 平成21年10月または平成22年4月

申請書類 市民安全課、学校などで配布します。  
提出期限 ●10月支給分…8月31日  
●4月支給分…平成22年2月28日

### 提出先

みずほ信託銀行浦和支店へ郵送またはご持参ください。  
〒330-0063 さいたま市浦和区高砂2-6-18

☎048・822・0191

※「交通遺児等」とは、18歳以下の方で保護者（一方または双方）が交通事故により死亡または重い障がい（おおむね身体障害者手帳の基準で1～3級程度）を負った方をいいます。

この制度は、自動車事故により亡くなった方、または重度の後遺障が残った方の子どもを対象として、政府資金を無利子でお貸しするものです。

対象者 0歳から中学校卒業までの子ども  
申込者 扶養している保護者  
貸付金額 1人に付き、  
●一時金 15万5000円  
●毎月 2万円

### 交通遺児等育成資金貸付制度

この制度は、自動車事故により亡くなった方、または重度の後遺障が残った方の子どもを対象として、政府資金を無利子でお貸しするものです。

対象者 0歳から中学校卒業までの子ども  
申込者 扶養している保護者  
貸付金額 1人に付き、  
●一時金 15万5000円  
●毎月 2万円

### 提出先

みずほ信託銀行浦和支店へ郵送またはご持参ください。  
〒330-0063 さいたま市浦和区高砂2-6-18

☎048・822・0191

※「交通遺児等」とは、18歳以下の方で保護者（一方または双方）が交通事故により死亡または重い障がい（おおむね身体障害者手帳の基準で1～3級程度）を負った方をいいます。